

# 校則

## 1 身だしなみに関する規定

### (1) 制服について

身だしなみはすべて質素、清潔、端正で高校生としての品位を失わないものでなければならない。ただし、何らかの事情で規定外の状態になる場合は、担任へ申し出るとともに、「異装届」の手続きを行うこと。

## ビジネスマナーは身だしなみから



岐阜県立土岐商業高等学校

生徒指導部

・制服着用期間は、原則として次の通りとし、移行期間については別に指示する。

①夏服着用期間 6月1日～9月30日

②冬服着用期間 10月1日～5月31日

## ビジネスマナーは身だしなみから



岐阜県立土岐商業高等学校

生徒指導部

## 2 自転車通学に関する規定

- (1) 自転車通学を希望するものは、必ず学校に「自転車通学許可願」を提出すること。
- (2) 使用する自転車には必ず「登録ステッカー」を貼付すること。
- (3) 交通規則を遵守し、安全運転を心掛け、使用する自転車の点検整備を怠らないこと。
- (4) 本校の自転車通学の規定（指定駐輪場、指定通学路など）に従うこと。
- (5) 自転車保険（総合保険可）に必ず加入する。

\* 詳細は別途定める。

## 3 アルバイトに関する規定

- (1) 原則としてアルバイトは禁止する。やむを得ない場合は所定の手続きを行うこと。
- (2) 長期休業や進路決定後については、届け出をして実施すること。

※ 「労働基準法から」……アルバイト先は高校生の仕事場所として適当か

◇ 深夜時間帯での労働でないか（原則 8：00～19：00 までの間）

◇ 危険または有害な仕事でないか

- ・ 重量物の取り扱い
- ・ 運転中の機械の取り扱い
- ・ 切断機・プレス of 掃除、検査、修理
- ・ 高さが 5メートル以上の場所での業務
- ・ 有害物または危険物を取り扱う仕事
- ・ 高温、塵の飛散にさらされる仕事
- ・ 酒席に対する業務（居酒屋等）、風俗、遊興的接客の仕事 など

\* 詳細は別途定める。

## 4 運転免許に関する規定

原則：生命尊重と学業専念の観点より、運転免許の取得は禁止する。

- (1) 原動機付自転車及び自動二輪の運転免許の取得は、原則として認めない。
- (2) 普通自動車運転免許の取得については、進路決定後、許可制で認める。

\* 詳細は別途定める。

## 5 諸届に関する規定

- (1) 欠席・遅刻をする場合は、原則として保護者を通して朝 8 時 25 分までに必ず学校へ連絡すること。
- (2) 遅刻・早退・外出をする場合は、生徒指導部で所定の手続きを行うこと。
- (3) 学校敷地内への自動車による送迎は原則として禁止するが、やむを得ない事情がある場合は、生徒指導部で「特別送迎許可」の手続きを行うこと。
- (4) 学生割引証が必要な場合は、所定の手続きを行うこと。

## 6 特別指導に関する規定

原則：非行及び問題行動をおこした者については特別指導を実施する。

非行及び問題行動とは以下の行為をいう。

- ①刑法犯行為：窃盗(万引)、暴力、恐喝、脅迫、強盗、強姦、器物破損など
- ②特別法犯行為：薬物乱用など
- ③不良行為：喫煙、飲酒、深夜徘徊(午後10時から午前4時)、不健全娯楽、不良交友、怠学、家出、不正乗車・不正定期使用、賭博行為、無断アルバイト、いじめ(含ネットによる誹謗中傷)、情報モラル違反(肖像権など)カンニング、授業妨害、怠学、迷惑座り込み、刃物所持など
- ④道路交通法違反：無免許運転、暴走行為及びその見学など
- ⑤その他：公序良俗に反する行為

## 7 スマートフォン・携帯電話の使用について

- (1) 始業から終業までは校内で使用しない。  
(それ以外については家族との連絡用としてのみ使用可)
- (2) 情報モラルを守る。(ながらスマホ・電車内やバス内通話や音漏れなど)
- (3) 著作権・肖像権を侵害しない。
- (4) フィルタリングサービスに加入すること。(県青少年健全育成条例 2014年)
- (5) 自分で責任を持って管理すること。
- (6) 使用ルールについては家庭でも話し合うこと。

## 8 規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、議会を招集して校則の改正又は廃止の承認を得た後、校長に対しそれを要求することができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校職員の協議・承認を経て、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定については、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。

令和2年 7月20日 一部改正

令和4年10月20日 一部改正